三　未払法人税等
四　引当金
五　資産除去債務
六　その他

2　前項の規定は、同項各号に掲げる項目に属する負債で別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3　第一項第四号に掲げる引当金のうちに、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

4　第一項第六号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の十を超えるもの又は負債及び純資産の合計額の百分の十以下であつても区分して表示することが適切であるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第百七十四条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第三号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一　社債
二　長期借入金（株主、役員又は従業員からの長期借入金を除く。）
三　引当金
四　資産除去債務
五　その他

2　前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　前条第三項の規定は、第一項第三号に掲げる引当金について準用する。

4　前条第四項の規定は、第一項第五号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（偶発債務の注記）

第百七十五条　第五十八条の規定は、偶発債務について準用する。

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第百七十六条　同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次に掲げる方法のいずれかにより表示しなければならない。

一　棚卸資産及び工事損失引当金をそれぞれ流動資産及び流動負債に表示する方法
二　棚卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を流動資産又は流動負債に表示する方法